

Ⅱ 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、県民自ら日常生活において歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、全ての県民が生涯にわたり必要な歯科口腔保健サービスなどを円滑に受けられる環境を整備することを基本理念とします。

2 基本方針

(1) 歯・口腔に関する健康格差の縮小

本計画は県民全てを対象とし、地域や集団の状況に応じた効果的な歯科口腔保健対策に取り組み、歯・口腔に関する健康格差の縮小を目指します。

(2) 歯科疾患の予防

う蝕、歯周病等の歯科疾患がない社会を目指し、妊娠期から高齢期に至るまで、それぞれのライフステージ（乳幼児期、青年期、高齢期等の人の生涯における各段階をいう。以下同じ。）ごとの特性及びライフコースアプローチ（胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的にとらえた健康づくりをいう。以下同じ。）を踏まえた歯科口腔保健対策を推進し、生涯を通じた歯科疾患の予防・重症化予防に取り組みます。

(3) 口腔機能の獲得・維持・向上

健康で質の高い生活を確保するために、ライフステージごとの特性及びライフコースアプローチを踏まえて、口腔機能の獲得・維持・向上に取り組みます。

(4) 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健

障がい者・障がい児、要介護高齢者等で、定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対しては、その状況に応じて歯科疾患の予防や口腔機能の獲得・維持・向上等による歯科口腔保健の推進を図ります。

(5) 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）及び大分県歯と口腔の健康づくり推進条例（平成 25 年大分県条例第 52 号）等に基づき講ぜられる歯科口腔保健に関する施策を効果的かつ効率的に推進するため、歯科口腔保健を担う人材の確保及び資質の向上に努めるとともに、関係団体・関係機関・関係者等との緊密な連携体制構築に努めます。

3 計画の構成

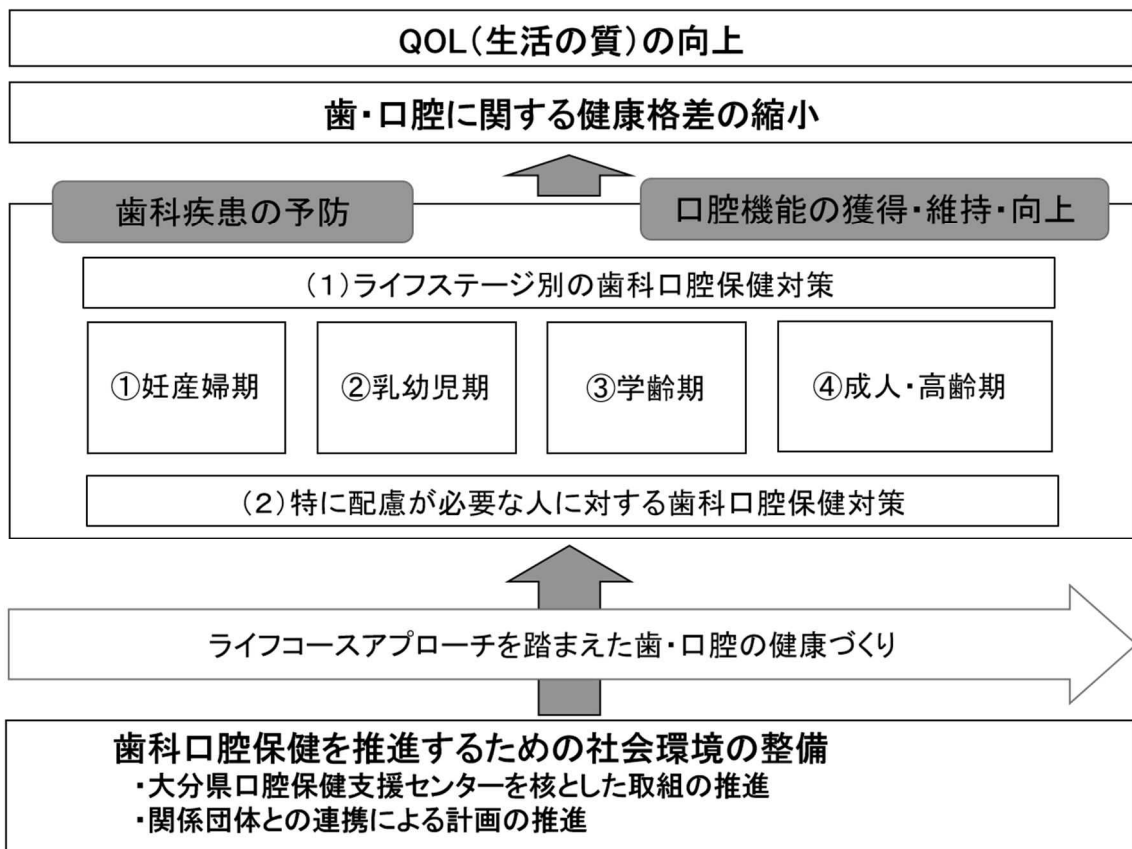
すべてのライフステージに応じた具体的な施策展開を行うため、本計画は、妊産婦期、乳幼児期、学齢期、成人・高齢期という4つのライフステージ及び特に配慮が必要な人に分け、それぞれに必要な歯科口腔保健対策の目標値を設定します。

特に配慮が必要な人については、それぞれ特徴をふまえた対策が必要であることから、要介護者、障がい児者に分けて記載します。

また各ライフステージは、①歯科的特徴 ②現状と課題 ③推進方針 ④指標 ⑤具体的な取組 の5つの側面で構成しています。

各ライフステージ間で歯科口腔保健に対する取組が、切れ目なく行われていくことが必要です。

大分県歯科口腔保健計画の構成



図Ⅱ-1 第二次大分県歯科口腔保健計画の構成

4 計画の評価

本計画を効果的に推進するため、多くの関係者が歯や口腔の健康状態等に関する情報を共有し、現状及び課題について共通の認識を持って、歯科保健医療上の課題解決に向けて取り組むべき具体的な評価指標を設定するとともに、その達成状況を定期的にモニタリングし評価を行います。

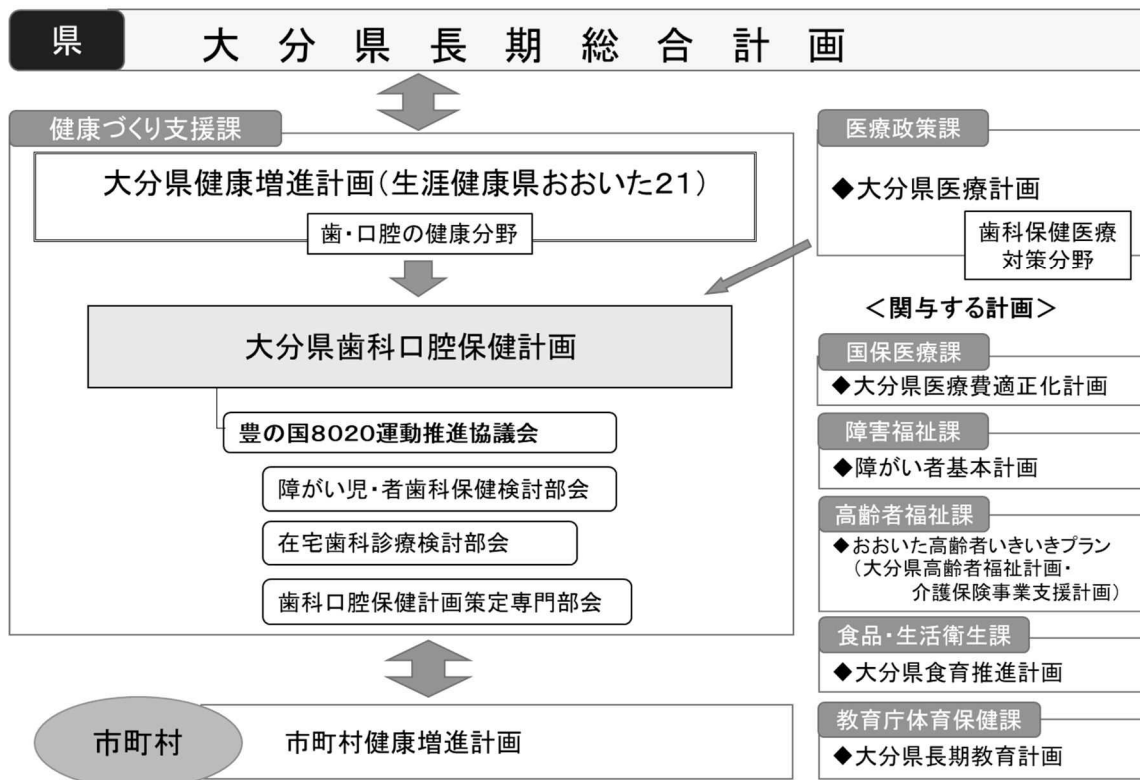


図Ⅱ-2 評価指標の構成

5 計画の位置づけ・推進体制

本計画は、「大分県長期総合計画」の保健部門計画である「第三次生涯健康県おおいた21」の歯・口腔の健康分野の計画となるもので、医療部門計画である「大分県医療計画」と整合性を図り、関係機関・団体と連携して総合的に歯科口腔保健施策を推進するための基本計画です。

「豊の国8020運動推進協議会」において、定期的に計画の進捗状況を管理します。



図Ⅱ-3 計画の位置づけ・推進体制